

令和2年度第1回知多市総合教育会議議事録

招集年月日 令和2年10月26日
招集場所 知多市役所多目的会議室
開 会 午後3時00分
閉 会 午後4時40分
出席者 市長 宮島 壽 男
教育委員会 永井 清 司

山田 直 行
石井 久 子
加古 三津代
腰嶋 正 誉

要綱第5条第2項に基づく者

副市長 立川 泰 造
企画部長 岩田 光 寿
企画情報課長 小屋敷 浩 司

事務局

教育部長 加藤 由 裕
学校教育課長 平松 康 弘
生涯学習課長 石川 義 章
生涯スポーツ課長 杉江 大 典
指導主事 大西 博
越智 真 剛
学校教育課 濱野 和 江
高尾 美 里

傍聴人 なし
議 題 (1) 知多市教育大綱(案)について
(2) 体力づくりについて
(3) 特別支援教育について

そ の 他

加藤教育部長

みなさま、こんにちは。

ただいまから、令和2年度第1回知多市総合教育会議を開会いたします。

お手元に配付してあります、「令和2年度第1回知多市総合教育会議次第」をご覧ください。それでは、はじめに市長からあいさつをお願いいたします。

宮島市長

みなさま、こんにちは。

初めての場所ですが、密にならないようにという対策で、この様な場で開かせていただいています。教育委員会のみなさまにおかれましては、知多市の教育に日々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

昨年度は、大変な夏だったのですが、もともとエアコンの関係は、他市町に先立って進めていこうと思っていたところ、酷暑のために一斉にみんながやることになり、その中に埋もれてしまいましたが、子どもたちにはよりよい環境で授業を行うことができるようになりました。その関係でも皆さんに大変ご協力いただき、感謝しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で、突然に学校が臨時休業になり大変だったと思います。そのために、授業日数が足りなくなり、夏休みを返上してまでその時間数を確保するという大変な努力を先生方、また教育委員の皆様にご尽力いただきまして、ご苦労様でした。また、学習指導要領の改正や、教科用図書の改訂などがあって、小中学校で、これから取り組んでいくことが大きく変わっていくということですので、これらのことにしっかりと対応していかなければならないと考えています。

本日は、このような状況において、新しく知多市教育大綱を作成して、取り組んでいくべきことの中から、体力づくりと特別支援教育を取り上げました。限られた時間ではありますが、本市の教育がよりよいものになりますよう、みなさまからの忌憚のないご意見をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

加藤教育部長

ありがとうございました。

それでは、これからの会議の進行につきましては、知多市総合教育会議の運営に関する要綱第5条に基づき、議長である市長をお願いいたします。

議長：宮島市長

それでは、知多市総合教育会議の運営に関する要綱に基づき議長を務めさせていただきます。議題の（１）、「知多市教育大綱（案）について」の協議をお願いいたします。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

平松学校教育課長

事務局から、「教育大綱（案）」についてご説明いたします。現在の教育大綱は、平成２７年度に、第５次総合計画の内容に沿って策定されたもので、期間を２８年度から３２年度としています。今年度末で、期間が終了することから、新しく教育大綱を定めるものです。お手元の資料１をお願いします。「知多市教育大綱（案）」です。

１ページをお願いします。

第１章の「１ 策定の趣旨」では、知多市教育大綱についての説明を記載しております。「知多市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項に基づき、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」を市が定めるもので、同条第２項により、総合教育会議で協議することとされています。また、国及び県の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じて定めることとされております。「２ 教育大綱の考え方」では、市の地域づくりの方向性を示す「第６次総合計画」の、教育、学術及び文化の振興に関する重点戦略を教育大綱の柱とすることを記載しております。「３ 教育大綱の対象期間」では、５年間を対象期間とすることを記載しております。総合計画の期間は、１０年間となっておりますが、教育大綱は、市を取り巻く状況などにより、見直すことも必要と考えておりますので、５年間の計画期間、令和７年度までとしています。

２ページをお願いします。

第２章では、「知多市のめざす教育」として、「総合計画」の４つの「まちづくりの基本的な考え方を」基本に、総合計画の将来像である「あたらしく、知多らしく」から、「知多らしく」と、基本目標１の「ひとづくり」を大切な項目として挙げ、「ひとを育み、未来につなぐ知多の教育」を目指すことを記載しています。

「１ 基本方針」は、教育大綱の５つの基本方針を示しています。

資料２をご覧ください。

資料の左側が、教育大綱の基本方針、右側が、総合計画の重点戦略と「知多市のめざす教育」の教育施策の対応を示しています。「知多市のめざす教育」は、教

育委員会で毎年度策定し、総合計画に基づいた、具体的な教育施策を展開しているものです。

資料3をご覧ください。

令和3年度版の「知多市のめざす教育」は現在作成中のため、令和2年度版を参考資料としてお配りさせていただいております。このようなことから、「知多市教育大綱（案）」は、「総合計画」の教育、学術及び文化の振興に関連する項目と連動させ、「知多市のめざす教育」の上位計画として作成しました。

説明は以上でございます。

議長

説明にもありましたが、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3において、地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して、その地域の実情に応じたものを定めるものとされています。本市におきましては、総合計画を策定しており、この計画は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であり、基本とすべき計画です。大綱の策定に当たり、この計画と整合性があるものとすべきであると考えておりますので、大綱は、第6次知多市総合計画に基づいて策定したいと思っております。具体的には、総合計画におきまして、教育、学術及び文化の振興に関する項目として、重点戦略のうち「子育てしやすい地域づくり」、「次代の担い手を育む教育環境づくり」、「学びを楽しむまちづくり」、「災害に強く、安全に暮らすことができるまちづくり」、「生涯を通じた健康づくり」に関するものが、このことに該当いたしますので、これらのことを中心にしてはどうかと考えております。このことについて、皆様の御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

山田委員

特別支援学級に在籍する児童生徒が増えています。総合計画政策1-1の④に障がい児支援、また政策1-2の③に特別な支援を要する児童生徒の学習支援等が記載されているように、発達の遅れや障がいのある子どもの相談体制の強化と、専門性を活かした教育をぜひ進めていただきたいと思います。また、特別支援学級に在籍する児童生徒が増えている現状では、対応する教員の指導力が課題とされています。このような教員をサポートする体制も大切であると思っております。

腰嶋委員

生涯を通じて文化芸術に親しむことのできる環境を整えることや、すべての世代の市民が自分に合ったスポーツや健康づくりに関心を持ち、活動できる環境を整備し、体力づくりの機会を提供する必要があると思います。

加古委員

大綱案の3ページに(3)学びを楽しむまちづくりという項目があります。このイ、ウ、エに関連して発言をさせていただきます。まず、「イ 多世代が集い、共に学び合う、憩いの場となる図書館を整備する」という事で新しい図書館の計画が令和元年度に制定されました。現在、整備計画に基づいて進んでいるかと思いますが、新しい図書館は、本市の生涯学習推進の中核となる施設ですので、こういう時期ではありますが、進めていっていただければと思います。ウとエにつきましては、歴史民俗博物館で文化財関係の「送り一札（おくりいっさつ）」という江戸時代の古文書を読み解く資料が本年度に発刊され、昨年度は、佐布里の梅が知多市の天然記念物に指定されました。このような地元にある大切な資源や伝わってきたものを大切にして、活用していきたいと思います。指定文化財といえば、岡田にはたくさん国の有形文化財がありまして上手にまちづくりに活用しておられるので、こういうところに引き続き力を入れてやっていけたらいいと思います。

石井委員

外国人市民の増加に伴って、日本語が理解できない児童や生徒への対応が必要になってきている自治体が増えてきています。知多市においても同様で、小中学校で学ぶ児童や生徒の増加に伴い、学校現場だけでは対応しきれない現状がありますので、今後、今以上の対応が求められることが予想されます。取り組んでいくべき重要なことであると思います。いずれにしても、知多市の基本計画である総合計画に基づいて、大綱を定めることは必要なことと認識しています。

教育長

先の事務局の説明にありましたように、5つの基本方針は、教育委員会におけるめざす教育そのものですので、大綱として取り上げていただき、ありがとうございます。教育委員会としては、この内容で何ら異議はありませんので、この案でお願いしたいと思います。

議長

委員の皆様からは、貴重な御意見をありがとうございます。図書館については、コロナの関係で、財政が大変な状況になっております。国も第1次～3次ま

での補正予算を措置しておりますが、それだけではとても賄いきれません。来年度の税収が約5億円減少すると見込んでおります。260億円の税収のうちの5億円です。それだけで済むのか、この先の見通しが立っていません。税収が見込めなければ、歳出をカットしなければならず、市民の皆様に影響が出ないようにするには、投資的経費を削るしかない。駅前総合開発事業についても、この先をしっかりと見据えて進め方を考えているところです。今までの市長さんたちは、緑園都市として、住むためにきちんと基盤整備をし、住環境をよくしようとしてきました。発電所の関係で固定資産税なども入り、裕福な時代がありましたが、40年50年経ち、それらすべての物が同時に更新時期を迎えようとしており、少しでも長寿命化を図ろうとしています。出来るだけ、やめるという事ではなく時期をずらすことが可能ならばそうしたいと思っています。使い勝手の良い交流拠点の核となる地域にしていきたいと思っております。

先日、自民党8区の代議士にも集まっていたいただいて、4市5町の首長が来年度に向けて国へ要望をしてきました。小学校の英語の授業について、英語が堪能な先生はよいのですが、そうでない場合は、色々な研修を受けなければならない。しかし、英語の専門の先生もそんなにたくさんはいないので担任が教えることになる。これからは、そういう時代なのだから、国が制度を改定するのであれば、教員の確保をしっかりとさせていただきたい。特別支援学級の教員も、特別支援の免許保有率は全国的に30%ほどで、知多市は全国平均から10%ほど下回るような状況であります。このような状況についても、国にしっかりと陳情してきたところであります。

それでは、大綱につきましては、この案でまとめさせていただきます。

本市においては、計画などを策定する場合は、市民に公開をして市民の意見を反映していくために、パブリックコメントを行っております。したがって、この大綱につきましても、パブリックコメントを行いたいと思っております。このことにつきまして、教育委員会としては、どう思われますか。

教育長

市として、その手続きが必要であるということであれば、この大綱は、法律にもありますが、市長さんが策定することになっていきますので、パブリックコメントを行うということによいと思っております。

議長

ありがとうございました。

それでは、パブリックコメントにつきましては、御理解をいただけたということで、行わせていただきます。では、今後の日程につきまして、事務局から説明させます。

平松学校教育課長

それでは、今後の日程について御説明させていただきます。この案をもって、12月議会の福祉文教委員協議会、全員協議会で報告を行い、12月から1月にかけて、パブリックコメントを行います。その結果の報告を含め、2月下旬に、第2回総合教育会議を開催し、承認をいただき、3月議会の福祉文教委員協議会、全員協議会へ最終報告を行う予定です。

説明は以上です。

議長

只今の事務局の説明に対して、意見とか質問はございますか。

教育長

特に、ありません。

議長

それでは、大綱につきましては、2月下旬に第2回総合教育会議を開催し、パブリックコメントを反映した案を示させていただきますので、よろしく願います。

大綱につきまして、全体を通して何か、ご意見など、他にございますか。

それでは、議題（1）知多市教育大綱（案）につきましては、これで終わらせていただきます。

議長

次に、議題の（2）、「体力づくりについて」に入らせていただきます。議題の（2）、「体力づくりについて」ですが、市としても体力づくりとして、予算措置をして様々な施策を行っていますが、教育委員会から、説明をお願いいたします。

石井委員

それでは、資料4「体力づくり」を御覧ください。

1の「市民の取組状況」について、第6次総合計画のスポーツ分野では「生涯を通じた健康づくり」を政策の柱にしており、指標として、散歩や体操など簡易な運動を含め「週1回以上運動やスポーツに取り組んでいる市民の割合」は、市民アンケートを実施し2019年時点で64.6%、国や愛知県の目標も65%

で、ほぼ達成している状況ですが、これを少しでも上げるように取り組んでいます。市民アンケートの推移では、(1)「週1回以上運動やスポーツに取り組んでいますか。」の調査結果で、平成25年度の38.1%から28年度の64.6%と大きく伸びていますが、要因としては、グラウンドゴルフの普及や総合型地域スポーツクラブの設立が進んでいますので、そういったことで割合が上がったかもしれません。また、アンケートの問い方で、「週にどのくらい、運動やスポーツに取り組んでいますか。」の後ろに、カッコ書きで、(散歩や体操など簡単な運動を含む。)と追記したことが要因であり回答者の受け取り方の違いかと推測しています。

(2)「週にどのくらい、運動やスポーツに取り組んでいますか。」の調査結果について、年代ごとに、左から週1回、2回から4回、5回以上、取り組んでいないという割合になっています。平成28年度と令和元年度を比べて、週1回以上取り組んでいる割合は、20歳代は増え、30歳代以上では、取り組んでいない割合が増えている状況です。また、働き盛りの30歳代から50歳代は、取り組んでいない割合が概ね半数を占めています。主な取組事項と活動内容については、生涯スポーツ課長が説明します。

杉江生涯スポーツ課長

それでは、体力づくりの取組事項と活動内容について、御説明させていただきます。

資料1の2「主な取組事項と活動内容」をご覧ください。

左から、対象者、主な取組事項、活動内容となっています。多世代の対象では、市内小学校の体育館、グラウンドと中学校の体育館、武道場を利用した学校施設開放があります。小中学生のジュニア団体は、野球、サッカー、剣道、バドミントン、バレーボールなど、11種目で、83団体あります。一般では、グラウンドゴルフ、ミニテニスなど18種目128団体あります。少子化の影響もあり、ジュニア団体は特に減少傾向にあります。地区スポーツ委員会事業は、グラウンドゴルフの3世代交流や、キンボール、ペタンクなど年間を通して事業を展開しています。市民大会等は、ジュニアから高齢者まで様々な大会を体育協会や各種目の運営協議会に委託し実施しています。また、市制施行50周年記念のテーマ曲をPRするとともに、誰でも自宅で手軽に取り組める「ストレッチたイソウ」を考案しました。ストレッチ、ダンス、バランス、筋トレ、脳トレの5つの

要素が取り込まれています。ユーチューブ動画で配信していますので、一度、ご覧いただきたいと思います。

次に、総合型地域スポーツクラブではレクリエーションスポーツを中心に活動しています。高齢者の利用がほとんどで、会員も固定化傾向にありますので、今後、スポーツに取り組んでいる割合の低い30歳代、40歳代や、児童生徒など幅広い世代への働きかけが必要です。また、昨年度から未設置地区のつつじが丘地区の設立に向け支援しております。高齢者向けの出前講座は、老人クラブを中心に、ラジオ体操や囲碁ボール、過去には、認知症予防の脳トレも実施したことがあります。一般対象としては、メディアス体育館ちたで実施する体力づくり教室があり、1期12回コースを今年度は年間を通してできるよう2期から3期に増やしておりますが、コロナの影響で実施できていません。市民大学ちた塾は、スポーツに留まらず、多種多様な習い事や体験ができるようになっています。中学生対象としては、学校での部活動が中心になりますが、教員の多忙化解消により、部活動も縮小傾向にあります。小学生対象として、「子どもの体力向上実践事業」は、子どもたちが楽しんで、考えながら取り組むことに重点を置き、教員の指導力向上を目指し、教員が生徒として体験する実技研修を実施しています。また、産業まつりと同時開催であそびチャンピオン大会を実施し、日頃から取り組んでもらうことをねらいとしていますが、参加者は減少傾向にあります。放課後児童クラブは、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの学校休業日の昼間に学校の余裕教室を利用して、共働き等の留守家庭の児童に遊びや生活の場を提供しています。また、放課後子ども教室も、放課後の主に学校の余裕教室を利用して、地域の協力により、スポーツ、昔遊び、工作など体験活動の場を提供しています。現在、旭北小学校では、余裕教室がなくなったため休止されている状況です。また、小学校の課外クラブ活動では、令和3年度から廃止となります。

どの取組も、本来なら、それぞれ活発に活動されているはずですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、思うように実施できていないところです。

以上でございます。

議長

色々な分野で、各地域や学校で取り組んでいただいています。総合型地域スポーツクラブの未設置地区はつつじが丘地区で、設立に向けて努力していただいているということですが、設立に向けた手応えはどうか。

石井委員

平成29年度からスポーツ推進委員で構成されたプロジェクトチームを中心に、つつじが丘地区の設立に向けて準備を進めてきました。今年度7月の設立に向け、他の総合型スポーツクラブの代表者との情報交換会や立ち上げ準備会を開催し、活動内容やクラブ役員等を検討してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動や打合せができず、設立準備が遅れている状況です。現在は、徐々に活動を再開していますので、引き続きプロジェクトチームによる会議や立ち上げ準備会などを開催し、来年度の早い段階での設立を目指したいと考えています。

議長

中学生の部活動が、縮小傾向にあるということですが、部活動を続けていくためにはどのようなことが必要ですか。

山田委員

中学校の部活動は、競技力の向上のみならず、豊かな人間性や社会性の育成、充実した学校生活や心身のリフレッシュ等々大変重要であると考えます。しかしながら、最近の社会情勢の変化により教育の課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは部活動を存続することが難しくなっています。そこで、教員が不在でも単独で部活動の指導をしたり、休日の大会引率が可能な部活動指導員の導入が求められています。現状では、新型コロナウイルス感染症の影響により、思うように活動できませんが、持続可能な部活動を目指して、中学校における部活動指導員の導入について、常滑市や大府市の事例を参考に、調査・研究していきたいと考えています。

議長

常滑市、大府市が先行しているという事ですか。

山田委員

部活動指導員の役割の明文化とか責任の所在とか、いろいろな問題もあるように聞いておりますので、それらの問題について検討をしてからやったほうが良いと思います。

議長

部活動となると、各学校何人ぐらい必要なのですか。

教育長

5中学校で部活動の数が違うので、教員の中でやりたいという人、一生懸命やっていきたいという人がいれば、やってもらっているのですが、実際には専門で

はない教員が顧問をやらざるを得ない状況もあります。大会は土日など休みの日に多いのですが、家庭の事情で出て行きにくいという人もいますので、必要な数を置いていかないといけません。常滑市は、外部指導者が教員の補助として指導に入っていており、知多市にも外部指導者はいますが、単独で部活動の引率できません。大府市は、部活動指導員を置いていますが、予算の都合もありますし、指導可能な方がたくさんいらっしゃるわけではないので、各校に1人程度しかいません。

議長

指導者がいないと部活動を続けていけないということですね。子どもたちのために学力もそうですが、体力もつけてあげたいと思いますので、ぜひやっていきたいと思います。小学校については、地域懇話会においても、地域の方から、「小学校の課外クラブ活動を廃止して欲しくない。」という意見をいただいております。また、「放課後子ども教室がない。」というご意見もありましたが、これは、放課後児童クラブの入所児童数の増加に対応するため、放課後子ども教室として利用できる余裕教室がなくなり、残念ながら休止している状況です。また、小学校の課外クラブ活動が令和3年度から廃止されることになりましたが、そのことについて、何かご意見はありますか。

山田委員

教員の多忙化解消と働き方改革により、廃止することになりましたが、課外活動が廃止されても、子どもが運動に親しむ習慣を身に付け、生涯にわたって運動を継続していけるような環境づくりが必要であると考えます。授業後の小学校の体育館やグラウンドなら空いているので、そこでスポーツができるのではないかと、素朴に思いますが、いかがでしょうか。

議長

ある保護者の方から、「運動場が空いているのになぜ貸してもらえないの。」とか、「門が開いていなくて遊べない。」という意見がある一方で、学校開放するのはよいが、開放する責任上学校の管理責任があって、大変なんだという事はお聞きしています。昔なら、子どもたちだけで授業後、グラウンドで遊んでいたと思いますが、時代の流れで、何処に責任があるのかと問われる時代で、学校をきちんと管理するためには、職員がその場にはいなくてははいけない。昔は、少々のご事は保護者が許してくれ、理解してくれたが、今は注意するにも気を遣うと言われる。また、共働きの家庭が増えており、親が帰ってくるまでは、家で一人になっ

てしまうので友達と遊びたいとなると学校の指導の中で部活動ができるといいなあと思いますが、先生方の働き方改革と逆行しますし、責任の所在があるから、誰が指導するのかをきちんとしないといけない。色々な課題があることがわかりました。つつじが丘もいい方向に動いているのですね。先日、ストレッチたイソウをNHKで取り上げていただきました。魅力があるからだと思います。時間のある時にやるといいなあと思います。皆さんが楽しんで体力づくりをしていただけるようこれからも取り組んでいきたいと思います。参加しやすくするために、こんなことをやったらどうだという事がありますか。

山田委員

小学生の問題も含めて、市民の負担で何か保険に加入することで、背景に安心するものがあれば、安心して見守っていただいたり、お手伝いしてくれる人もいるのではないかと思います。

議長

指導者の方の心の負担が軽減されるということですね。話は変わりますが、コミュニティ交通をもう少しきめ細かくという希望が出ています。定期便をこれ以上増やすのは難しいので、市が補助をするので、市民の車を利用してタクシー的なものをできないかと提案しているところですが、人を乗せるということは、事故があった場合に責任が持てないということでなかなかうまくいきません。うしろだてがあれば、一歩前に出られるかもしれません。

議長

議題の(2)、体力づくりにつきましては、これで終わらせていただきます。

それでは、議題の(3)、「特別支援教育について」に入らせていただきます。

議題の(3)、「特別支援教育について」ですが、市としてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、生活支援員を配置して支援を行っていますが、教育委員会から、説明をお願いいたします。

加古委員

資料5になります。特別支援教育について、知多市の現状について紹介しております。先ほど山田委員からお話がありましたように、知多市の特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増えております。増えてきた背景や、要因についてご説明させていただきます。急増の要因としては、国において特別支援教育制度が充実されてきたことが挙げられます。平成18年に国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、日本がこれに署名したことにより国内法が一気に充実してき

ました。教育の分野においても平成19年4月には、「特殊教育」が、それまでは対象外であった、知的な遅れのない発達障害の児童生徒も対象とした「特別支援教育」として位置付けられました。また、障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育の考え方も広まり、平成25年9月に施行された学校教育法施行令の一部改正では、それまでの「障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する」という仕組みを、市町村が「障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する」という仕組みに改められ、「保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない」ことも示されました。さらに、児童生徒の増加だけではなく、特別支援学級の学級数も急増しています。児童生徒数が増えたことが大きな要因ですが、もう一つ要因があります。それは、特別支援学級設置基準の変更です。愛知県では平成9年度から26年度までは、小学校で二人、中学校で三人が設置基準でした。しかし、平成27年度から小学校、平成28年度から中学校で一人設置が可能となりました。これにより、今までは知的障害、自閉症・情緒障害学級の設置が大多数でしたが、近年、難聴学級や病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級が増加傾向にあります。このように、特別支援教育制度が充実してきたことにより、どちらかと言うと閉鎖的であった特別支援教育のイメージが払拭され、特別支援教育への社会全体の理解が進みました。地元の学校に通わせたいと願う保護者や特別支援教育の必要性を感じる保護者が増え、特別支援学級在籍児童生徒の増加や特別支援学級の増加につながったと考えられます。

知多市の現状について、学校教育課長から説明させます。

平松学校教育課長

知多市の現状について、説明させていただきます。資料5の「特別支援学級児童生徒数（知多市）の推移」をご覧ください。知多市では、ここ10年間で、毎年10名程度ずつ増加しており、平成23年度の102名から、令和2年度には236名へと倍増しています。続いて「2 特別支援学級数（知多市）の推移」をご覧ください。知多市では、学級数も27学級から53学級へと倍増しています。

議長

障がいのある子が通うための県が作った特別な学校があります。そこは、将来社会生活をするために、最低限の生活力を身につけるための学校ではないかと思えます。現在は、障がいがある子を市内の学校に通わせることができることにな

っていますが、特別支援学校の免許を持っている先生が十分にいるわけではあり
ませんので、特別支援学級を、特別支援の免許を持っていない先生が指導をしな
ければならないことがあります。もちろん障がいの内容によっても違いますが、
市内の学校では特別支援学校の様な対応ができるわけではありませんので、自立
できるような力を身に付けることができるようにするには、どちらが良いのか難
しい問題です。学級の数が増えているということで、専門の知識を持った先生
が必要になると思いますが、専門の知識を持った先生が、指導しているのです
か。また、特別支援教育の課題は、どの様なものがありますか。

腰嶋委員

特別支援教育を行うにあたっては、児童生徒の特別なニーズを把握し、適切な
指導及び必要な支援を行うために専門的な知識やスキルは欠かせません。近年、
大学でも教職に就く学生に対して、特別支援学校等での実習を必須とするなど、
積極的に特別支援教育の専門性を高めるカリキュラムを編成するところが増えて
います。しかし、特別支援学校の免許状を取得するには、選択する学科やコース
が限定されており、大学卒業時に特別支援学校の免許状を取得できる学生はわず
かです。そのため、特別支援学校の免許状取得するためには、通信教育や実習を
通して、勤務しながら取得することとなりますが、なかなか取得率が上がってい
ない現状があります。平成24年度のデータとなりますが、特別支援学級担任の
特別支援学校免許の保有率は全国で30%程度です。知多市では令和2年度は5
5名中12名で、保有率は21.8%です。最近では、難聴学級、病弱・身体虚
弱学級、肢体不自由学級等の学級も増え、十分なスキルを持ってないまま担任とな
る教員が増えています。近年、保護者も特別支援教育についてよく学んでおり、
それに対応できる教員の資質向上が追いついていません。

議長

教員の資質向上が追いついていないということですが、親御さんは自分の子ど
ものことですから、学校側に様々な要望をするようになり、要望するためには、
自分が勉強しなければならないので一生懸命勉強をしている。しかし、その様な
要望をされても、それに対応することができないことがあるという事ですね。そ
うすると、親御さんとのコミュニケーションがとりにくくなり、信頼を得られな
いことも出てくると思います。このようなことを避けるためには、どの様な方策
が考えられますか。

加古委員

特別支援学級の担任の先生方の力量を高める必要があります。資料5の右側をご覧ください。「障害者差別解消法」で、「行政機関等は、その実施に伴う負担が過重でない時は、障害の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と行政機関に求められました。「合理的配慮」とは、「障害者が他のものと平等にすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」です。大切なことは、確保するための必要かつ適当な変更及び調整をするということです。学校教育においては、(1) 教員、支援員の確保 (2) 施設、設備の整備 (3) 柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮があげられます。(2) につきましては、旭南小学校にエレベータの設置をすることができました。今、話題となっているのは、(1) の教員、支援員の確保についてですが、具体的にどんなことができるのか。55名の教員がいますが、免許の取得率も必ずしも高くないという状況です。今行っている研修等をご紹介します。教員は愛知県教育委員会の主催する研修を始め、様々な研修に参加しています。県の事業である「特別支援学校による小中学校への地域支援」を積極的に活用し、市内のどの学校も、県立特別支援学校の教員に訪問してもらい実際の事例を基に研修を深めています。また、市の特別支援教育部会の研修がありますので、研修の機会を大いに活用していただきたい。知多市の施設である児童発達支援センター「やまもも園」や子育て総合支援センター「ぼぼらす」、障害児相談支援事業所「さんぼ」等と連携したり、市の事業である「保育所等訪問支援事業」を活用したりして、情報共有を図り、専門性を高めています。それでも、市内すべての特別支援学級の担任の専門性を高めるには至っておりません。資料の「5 目指す『専門家チーム』」にあるように、担任が困ったときはもとより、定期的に訪問して適切なアドバイスを与えることのできる専門的な知識や資格を持った「特別支援教育指導員」を配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む「専門家チーム」を組織することが有効であると考えます。半田市や常滑市には、特別支援教育指導員がいると聞いています。現在、小中学校に在籍している児童生徒はもちろんのこと、新入学の小学生となる子どもに対して、入学前から保育園や幼稚園などと小学校や保護者をつなぐ役割も担えます。

議長

現状と課題がよくわかりました。

県・市懇談会でも市から県に特別支援教育への支援について要望している所がありますが、今後市としても検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議題の（３）特別支援教育につきましては、これで終わらせていただきます。

議長

それでは、次第の３、「その他」に入らせていただきます。

何か、ご意見など、ございますか。

加古委員

図書館については、計画を策定した昨年度とは状況が変わってきております。

朝倉駅前、工事をしてはいますが、進捗状況はいかがですか。

議長

現在、ロータリーの工事をしております。財源の確保の事もありますので、今後議会で検討していきます。市民の皆様が、便利になるようにロータリーの工事のみは完了させます。

腰嶋委員

公共施設や学校開放について、運営を民間が計画した場合には、市として許認可等どのようにお考えですか。

議長

民間を利用することは、不可能ではないと思っています。その場合の管理責任については民間になるのか、学校との話し合いの結果次第となるのではないかと思います。県サッカー協会がふれあい広場と緑広場のところにサッカー場を作り、空いている時はグラウンドゴルフ等地域還元として使える予定です。令和3年4月から南5区のグラウンドも使えるようになります。知多市は、様々なスポーツを手掛けている団体から、産業道路が新たにでき交通の便が良くなり安全に会場に行けるし、温水プールもできる予定のため、スポーツ施設が充実していくので注目されています。

教育長

先ほど部活動の話がありましたが、文部科学省は、令和5年度には休日の部活動を地域部活動に移行させようとしています。しかし、中小体連の大会は学校単位での参加であり、大会の見直し等の調整ができていませんので今後どうなるのかはわかりません。部活動をやりたい教員は兼職兼業の届を出して部活をやる等を考えています。教員の手当てについては、昔、月の残業が1時間くらいだった

ころに算定されたものが教職調整額としてついているだけです。しかし、実際は残業時間が月に45時間を越える人がたくさん存在する中で、減らすことができるのは部活動しかないと思っています。教員の働き方改革は法的根拠があるので、やらなければなりません。体力向上を担ってきた部活動をどうするのか今後検討していかなければなりません。

議長

以上で、内容をすべて終わりましたので、本日の総合教育会議を閉会させていただきます。よろしいでしょうか。

山田委員

はい。

議長

ご熱心な御協議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第1回知多市総合教育会議を閉会いたします。